大阪府後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

〔平成１９年１月１７日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第１８号〕

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成１９年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第１３号。以下「条例」という。）に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（基準日前１か月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）

第２条　条例第２０条第１項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次に掲げる職員であった者

ア　無給休職者（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第２項第１号及び大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成１９年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第５号）第２条の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていないものをいう。）

イ　刑事休職者（法第２８条第２項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ウ　停職者（法第２９条第１項の規定により停職にされている職員をいう。）

エ　育児休業者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条の規定により育児休業をしている職員のうち大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成１９年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第１０号。以下「育児休業条例」という。）第６条第１項に該当する職員以外の職員をいう。）

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員となった者

(3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者

ア　国又は他の地方公共団体の職員（広域連合長の定める者に限る。）

イ　アに掲げる職員に準ずると広域連合長が認める者

第３条　基準日前１か月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が２回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（期末手当基準額等に係る加算を受ける職員及び加算割合）

第４条　条例第２０条第４項（条例第２３条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上である職員のうち規則で定める職員は、別表第１の職員欄に掲げる職員とする。

２　条例第２０条第４項の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分は別表第１の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の１００分の２０を超えない範囲内で規則で定める割合は当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第５条　条例第２０条第４項の規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当の支給を受ける職員（休職にされている職員のうち条例第２９条第１項に掲げる職員

以外の職員を除く。）とする。

２　条例第２０条第４項の給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で規則で定める割合は、次に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

⑴　大阪府後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則（平成１９年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第１７号）第３条に定める給料月額に乗ずる割合（以下「管理職手当の支給割合」という。）が１００分の２５の割合の職を占める職員　１００分の２３

⑵　管理職手当の支給割合が１００分の２３の割合の職を占める職員　１００分の２０

⑶　前２号に掲げる職員以外の職員　１００分の１５

（期末手当に係る在職期間）

第６条　条例第２０条第２項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

⑴　第２条第１号ウに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

⑵　休職にされていた期間及び育児休業法第２条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１か月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その２分の１の期間

３　公務傷病等による休職者（条例第２９条第１項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

第７条　基準日以前６か月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合（引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者として在職した期間以外の期間を除く。）は、前条第１項の在職期間に算入する。

⑴　国又は他の地方公共団体の職員（広域連合長の定める者に限る。）

⑵　前号に掲げる職員に準ずると広域連合長が認める者

２　前項の期間の算定については、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第８条　条例第２１条及び第２２条（これらの規定を条例第２３条第４項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

２　前条第１項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、同項各号に掲げる者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（期末手当及び勤勉手当の一時差止め）

第９条　条例第２２条第２項（条例第２３条第４項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知は、期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書（様式第１号）又は期末手当支給一時差止処分書（様式第２号）によってしなければならない。

第１０条　条例第２２条第７項（条例第２３条第４項において準用する場合を含む。）の規定による説明書の交付は、次に掲げる事項を記載した処分説明書（様式第３号）によっ

てしなければならない。
(1) 条例第２２条第２項に規定する一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）の処分者
(2) 一時差止処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）の氏名
(3) 被処分者の採用年月日及び離職年月日
(4) 処分の対象となる手当名
(5) 被処分者の離職の日における勤務公署、職名及び給料月額
(6) 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
(7) 一時差止処分の発令年月日

第１１条　条例第２２条第８項前段（条例第２３条第４項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した一時差止処分の実施に関する通知書（様式第４号）によってしなければならない。
(1) 被処分者の氏名、生年月日及び住所
(2) 被処分者の採用年月日及び離職年月日
(3) 処分の対象となる手当名
(4) 被処分者の離職の日における勤務公署、職名及び給料月額
(5) 被疑事実の要旨及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
(6) 被処分者から事情を聴取した年月日及びその供述の要旨
(7) 一時差止処分の発令予定年月日
(8) その他参考となるべき事項

第１２条　条例第２２条第８項後段（条例第２３条第４項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した一時差止処分の取消しに関する通知書（様式第５号）により、期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書又は期末手当支給一時差止処分書及び処分説明書の写しを添付してしなければならない。
(1) 一時差止処分を受けた者の氏名
(2) 取り消した一時差止処分の発令年月日
(3) 一時差止処分を取り消した年月日及びその理由
(4) 支払った期末手当又は勤勉手当の額及び支払年月日
(5) その他参考となるべき事項

（基準日前１か月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員）

第１３条　条例第２３条第１項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次に掲げる職員であった者
ア　休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
イ　第２条第１号ウに該当する者
ウ　育児休業法第２条の規定により育児休業をしている職員のうち育児休業条例第６条第２項に該当する職員以外の職員
(2) 第２条第２号及び第３号に掲げる者

２　第３条の規定は、前項の場合に準用する。

（勤勉手当の支給割合の基準）

第１４条　条例第２３条第２項の規則で定める基準は、次条に規定する職員の勤務期間に

よる割合（同条において「期間率」という。）に第１８条に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第１５条　期間率は、基準日以前６か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第２に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第１６条　前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

⑴ 第２条第１号ウに掲げる職員として在職した期間

⑵ 育児休業法第２条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間

⑶ 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）

⑷ 条例第２６条の規定により給与を減額された期間

⑸ 負傷又は疾病により勤務しなかった期間（前号に掲げる期間に該当する期間、公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった期間及び結核性疾患のため就業を禁止されたことにより勤務しなかった期間を除く。）から大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１９年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第９号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第１項及び第３項並びに第４条の規定により定められた週休日並びに条例第１７条第１項に規定する休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

⑹ 勤務時間条例第１５条第１項に規定する介護休暇を与えられて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

⑺ 育児休業法第９条第１項の規定による部分休業の承認を受けて１日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が９０日を超える場合には、その勤務しなかった期間

⑻ 法第２６条の３第１項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

⑼ 基準日以前６か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第１７条　第７条第１項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

２　前項の期間の算定については、前条第２項各号に掲げる期間に相当する期間は、在職しなかった期間とみなす。

（勤勉手当の成績率）

第１８条　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、広域連合長が定めるものとする。

⑴ 条例第２０条第２項に規定する特定幹部職員　１００分の１８０

⑵ 特定幹部職員以外の職員　１００分の１４０

（期末手当等の支給日）

第１９条　条例第２０条第１項及び第２３条第１項の規則で定める日は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が土曜日に当たるときはその日の前日とし、日曜日に当たるときはその日の前々日とする。

⑴　６月１日　６月３０日

⑵　１２月１日　１２月１０日

（端数計算）

第２０条　条例第２０条第２項の期末手当基礎額又は第２３条第２項の勤勉手当基礎額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年規則第６号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年規則第１号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規則第３号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

職員	加算割合
職務の級８級以上の職員	１００分の２０
職務の級７級及び６級の職員	１００分の１５
職務の級５級及び４級の職員	１００分の１０（職務の級４級の職員のうち広域連合長が別に定める職員にあっては１００分の５）
職務の級３級の職員（広域連合長が定める職員に限る。）	１００分の５

別表第２（第１５条関係）

勤務期間	割合
６か月	１００分の１００
５か月１５日以上６か月未満	１００分の９５
５か月以上５か月１５日未満	１００分の９０
４か月１５日以上５か月未満	１００分の８０
４か月以上４か月１５日未満	１００分の７０
３か月１５日以上４か月未満	１００分の６０
３か月以上３か月１５日未満	１００分の５０
２か月１５日以上３か月未満	１００分の４０
２か月以上２か月１５日未満	１００分の３０
１か月１５日以上２か月未満	１００分の２０
１か月以上１か月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１か月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の５
０	０

様式第１号（第９条関係）

期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書

年　　月　　日

（被処分者）　　あて

（一時差止処分者）　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２２条第１項及び同条例第２３条第４項において準用する同条例第２２条第１項の規定により、期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に(1)に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として（被告を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長）提起することができます（なお、この処分書を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日から６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

備考　(1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁をそれぞれ記載する。

様式第２号（第９条関係）

期末手当支給一時差止処分書

年　　月　　日

（被処分者）　　あて

（一時差止処分者）　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２２条第1項の規定により、期末手当の支給を一時差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に(1)に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として（被告を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長）提起することができます（なお、この処分書を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日から６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

備考　(1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁をそれぞれ記載する。

様式第３号（第１０条関係）

処分説明書

<table>
<tr><td colspan="2">（一時差止処分を受ける者）</td></tr>
<tr><td>（採用年月日）　　年　　月　　日
（離職年月日）　　年　　月　　日</td><td>処分の対象となる手当
（期末手当及び勤勉手当・期末手当）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（離職時の所属）</td></tr>
<tr><td>（離職時の職名）</td><td>（離職時の給料月額）
円
（　　級　　号給）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（一時差止処分の理由）

（思料される犯罪に係る罰条：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（処分発令年月日）　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">（一時差止処分の取消し）　この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。
１　この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
２　この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
３　被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して１年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）
４　処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日
（一時差止処分者）　　印</td></tr>
</table>

様式第４号（第１１条関係）その１

一時差止処分の実施に関する通知書

年　　月　　日

広域連合長　　あて

（一時差止処分者）　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２２条第１項及び同条例第２３条第４項において準用する同条例第２２条第１項の規定により一時差止処分を行うので、同条例第２２条第８項及び同条例第２３条第４項において準用する同条例第２２条第８項の規定により通知します。

<table>
<tr><td colspan="4">被処分者に関する事項</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採用年月日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">処分の対象となる手当</td><td rowspan="2">期末手当及び勤勉手当</td></tr>
<tr><td>離職年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>所属</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職名</td><td></td><td>給料月額</td><td>円
（　　級　号給）</td></tr>
<tr><td colspan="4">一時差止処分に関する事項</td></tr>
<tr><td>被疑事実の要旨</td><td colspan="3">（思料される犯罪に係る罰条：　　）</td></tr>
<tr><td>被処分者の供述の要旨</td><td colspan="3">（事情聴取：　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時差止処分の発令予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

その２

一時差止処分の実施に関する通知書

年　　月　　日

広域連合長　　あて

（一時差止処分者）　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２２条第１項の規定により一時差止処分を行うので、同条第８項の規定により通知します。

<table>
<tr><td colspan="4">被処分者に関する事項</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採用年月日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">処分の対象となる手当</td><td rowspan="2">期末手当</td></tr>
<tr><td>離職年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>所属</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職名</td><td></td><td>給料月額</td><td>円
（　　級　号給）</td></tr>
<tr><td colspan="4">一時差止処分に関する事項</td></tr>
<tr><td>被疑事実の要旨</td><td colspan="3">（思料される犯罪に係る罰条：　　）</td></tr>
<tr><td>被処分者の供述の要旨</td><td colspan="3">（事情聴取：　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時差止処分の発令予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第５号（第１２条関係）その１

一時差止処分の取消しに関する通知書

年　　月　　日

広域連合長　　あて

（一時差止処分者）　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２２条第５項（第６項）及び同条例第２３条第４項において準用する同条例第２２条第５項（第６項）の規定により一時差止処分を取り消したので、同条例第２２条第８項及び同条例第２３条第４項において準用する同条例第２２条第８項の規定により通知します。

被処分者の氏名	
一時差止処分の発令年月日	年　　月　　日
一時差止処分を取り消した年月日	年　　月　　日
一時差止処分を取り消した理由	
支払った期末手当及び勤勉手当の額	期末手当　　円 勤勉手当　　円 （支払年月日：　　年　　月　　日）
参考事項	

その２

一時差止処分の取消しに関する通知書

年　　月　　日

広域連合長　　あて

（一時差止処分者）　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２２条第５項（第６項）の規定により一時差止処分を取り消したので、同条第８項の規定により通知します。

被処分者の氏名	
一時差止処分の発令年月日	年　　月　　日
一時差止処分を取り消した年月日	年　　月　　日
一時差止処分を取り消した理由	
支払った期末手当の額	円 （支払年月日：　　年　　月　　日）
参考事項	